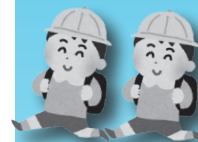




安心・安全な道路に



問合せ

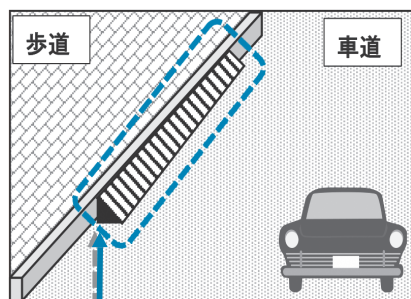
土木課 ☎ 33 4 1 2 1

道路周辺の樹木剪定のお願い

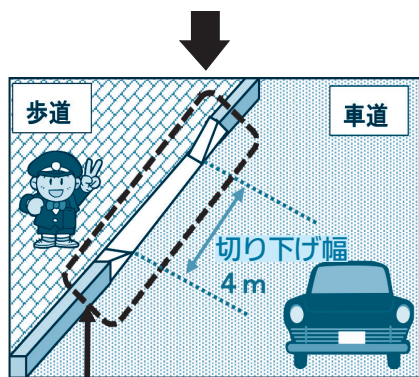
樹木の所有者は剪定・伐採など適正な管理をお願いします

道路に樹木がはみ出していると

- ・車や歩行者の通行を妨げ、利用する皆さんの迷惑となります。
- ・信号や道路標識、カーブミラーなどが見えにくくなり、交通事故を引き起こす原因になります。
- ・害虫などの発生により歩行者や周囲へ被害を与える可能性があります。



道路上に置かれた乗り入れブロック、鉄板、ゴム製ステップなど



歩道切り下げ工事後

切り下げ箇所と幅は、1住宅につき1カ所で4mです。
地形により考慮可能な場合がありますので、道路の管理者へご相談ください。

道路上の乗り入れブロックなどは事故の原因となり危険です。全ての人が安全・安心に通行できるように撤去をお願いします。

自宅への自動車など乗り入れのため、道路上に設置されたブロックや鉄板による事故(歩行者のつまづきや自転車・バイクの転倒など)が発生すると、設置者(所有者や使用者)の責任が問われる場合があります。

歩道の切り下げ(段差解消)が必要な場合は、道路の管理者(左記申請先へ申請し、許可を受けた後)で工事をする事ができます(工事費用は申請者負担)。

《申請先》

市管理道路は 市土木課 ☎ 33 4 1 2 1、各支所建設地域事務所
 県道(市内の国道219号、443号、445号を含む)は
 県南広域本部土木部維持管理課 ☎ 33 4 1 6 6
 国道(市内の国道3号)は国土交通省八代維持出張所 ☎ 32 4 2 7 1